

装装制第2323号
27. 11. 12

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部部長
施設等機関の長

殿

装備政策部長
(公印省略)

外国政府の職員との間の意見交換等の内容を記録した文書の取扱いについて（通知）

標記について、防衛装備庁における取扱いの統一を図るため、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

外国政府の職員との間の意見交換等の内容を記録した文書の取扱いについて

- 1 防衛装備庁の職員が、外国政府の職員との間で行う意見交換等のうち、指定職の職に就く者が行うものにあつては、当該意見交換等において取り扱う情報が、それぞれの組織にとって極めて重要性が高く、また、その内容を公にすることを前提としたものでない場合には、秘密又は取扱い上の注意を要する文書等の要件に照らし、秘密又は注意若しくは部内限りとして取り扱うべき情報を含むことが多いと考えられることから、当該意見交換をした者の了解を得たとき、及び一般的な社交の場（表敬を含む。）での会話であるときを除き、秘密又は注意若しくは部内限りとして適切に取り扱うこと。
- 2 防衛装備庁の職員が、外国政府の職員との間の意見交換等の内容に秘密等に該当する情報を記録した文書の管理については、次のとおりとする。
 - (1) 前項の取扱いを要する文書の作成に際しては、定められた秘密の表示を確実にし、当該文書を取り扱う者に秘密を含む情報であることを認識させるようにすること。
 - (2) 秘密として取り扱わないこととされた場合において、業務の管理者は、当該業務の遂行上必要のない者等に取り扱わせることが適切でないと認めるときは、注意又は部内限りの表示をし、適切な取扱いを行うこと。なお、現に保有する文書の中に、あたかもこれに該当していないと誤解されるような表示がしているときは、適宜、これを改めること。